

令和2年1月23日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

地域に根ざした社会保険加入徹底の取組を行います ～2/18「滋賀県建設業社会保険加入推進地域会議」の開催～

これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険の加入促進を引き続き図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、社会保険の加入に積極的に取り組む滋賀県内の建設企業等を対象とした「滋賀県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催します。
総合建設業者、専門工事業者、法人、個人を問わず、この取組の趣旨にご賛同いただける皆様、ぜひ、ご参加下さい。

記

1. 開催日時 : 令和2年2月18日(火) 13時00分～
2. 開催場所 : 夢けんプラザ(滋賀県建設会館) 4階 大ホール
(滋賀県大津市におの浜1丁目1-18)
3. 内容 : ①建設企業による取組事例の紹介
②建設企業が守るべき行動基準の採択
4. 対象者 : 滋賀県内に拠点を置く建設企業 又は 滋賀県内での施工実績を有する建設企業(個人事業主、団体含む)
5. 取材 : 報道関係の方は傍聴可能です。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局

建政部 建設産業第一課 課長 たかぎ 高城 たつや 辰哉 (内線6141)

課長補佐 やまさき 山崎 ひろふみ 博文 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

「滋賀県建設業社会保険加入推進地域会議」について

目 的

建設業における技能労働者の処遇の向上及び公平な競争環境の構築を目的に、これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策について、平成 24 年度
の取組開始から 5 年以上が経過し、着実に効果が現れてきているところです。

この取組の徹底を図るとともに、より地域に根ざした形で、地域において活躍する建設企業に理解を広げ、取組の定着及び更なる加入促進に繋げることを目的として、本会議を開催するものです。

内 容

- 建設企業による社会保険加入対策の取組事例の紹介
- 社会保険の加入に向けて建設企業が守るべき行動基準の採択
- ※『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として募集し、近畿地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

対象者

- 滋賀県内に拠点を置く建設企業
- 滋賀県内での施工実績を有する建設企業
- ※総合建設業者・専門工事業者・法人・個人は問いません。また、建設業関係団体への加盟の有無も問いません。本取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様におかれましては、ぜひご参加ください。

日 時

- 令和 2 年 2 月 1 8 日（火） 1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 3 0

場 所

- 夢けんプラザ(滋賀県建設会館) 4 階 大ホール(滋賀県大津市におの浜 1 丁目 1-18)

申込み

別紙「参加申込書」により、令和 2 年 2 月 1 0 日(月)までに F A X にて申込み下さい。

主催者

滋賀県、(公社) 滋賀県建設産業団体連合会、建設産業専門団体近畿地区連合会、(一社) 日本建設業連合会関西支部、近畿地方整備局

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」(案)

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

会場付近図

夢けんプラザ(滋賀県建設会館)

滋賀県大津市におの浜1丁目1-18



※会場は参加者用の駐車場はありませんので公共交通機関でご来場ください。